

令和7年度版「県民参加の森づくり事業」の応募の手引き

1. 趣 旨

島根県では、水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林は県民共有の財産という認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを水と緑の森づくり税の目的としています。

この事業では、県民のアイデアと参加を基本としており、新しい森づくりや身近な緑の整備、県産木材を活用したまちづくりなどの活動、森林環境教育に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援し、シンボルキャラクター「みーもくん」が好んで暮らせるようなきれいな森林が増えることを願っています。

2. 交 付 対 象 者

次の事項を満たしている自治会、特定非営利活動法人、その他の団体等です。

- (1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解している者
- (2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められない者
- (4) この事業に関する会計及び経理を明確に行い、報告できる者
- (5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できる者

3. 事 業 の 実 施 基 準

- (1) 実施期間は、以下のとおりとする
 - ・ 森を保全する取組・森を利用する取組：交付金交付決定日～令和8年1月31日
 - ・ 森で学ぶ取組：交付金交付決定日～令和8年3月20日
- (2) 対象森林は国有林を除く
- (3) この事業により得た若しくは得る予定の交付金を団体の運転資金として利用しない
- (4) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと
- (5) 各種法令に違反していないこと
- (6) 県内で事業を実施すること
- (7) 県産木材はしまねの木認証材とすること
(ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が証明した証明材も対象とする)
- (8) この事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることをかならず明記し、事業のPRに努めること
- (9) 森林保全を目的とする他の取り組みと重複する場合は、内容・経費負担等が整理されていること

4. 事 業 の 種 類

事業は大きく次の2つに分かれます。（詳細は「県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱」別表1参照）

(1) 森を保全・利用する取組

内容及び対象経費	【保全】 県民自らが企画・立案し、実行する森づくり活動です ● 植栽・下刈りなどの森づくり活動における資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など ● 自分たちではできない地帯えなどの作業の他者への委託経費 ● 講師、医療スタッフへの謝金など 【利用】 県民自らが企画・立案し、県産の木材を利用して、多くの県民の皆さんに木に親しんでもらう活動です ● 公共施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木製品を利用する取り組みに係る経費、移動に伴うバス代など ● 自分たちではできない設計・加工などの作業の他者への委託経費 ● 講師、医療スタッフへの謝金など
----------	---

交付の率	1/2 以内 【保全】ただし、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、事前準備等他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内 【利用】ただし、県産の木材代、他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内
交付金の下限～上限	50 万円～200 万円/件 継続事業（植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理）については 2.5 万円～5 万円（過去 1 年 1 事業上限 5 万円×4 年分＝20 万円）

(2) 森で学ぶ取組（みーもスクール）

県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です

内容及び対象経費	県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です ● 森林環境教育に必要な資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など ● 講師への謝金、スタッフの賃金 ● 1校40万円まで（小中学校では1校当たり3回以上授業を実施すること）
交付の率	1/2 以内 ただし、講師謝金、スタッフの賃金、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、活動場所への移動に伴う経費については 10/10 以内
交付金の下限～上限	20 万円～160 万円/件（ただし、1校40万円、2校80万円、3校120万円、4校以上160万円）

- ※ 植栽木の育成を目的とする刈り払い（下刈り）を計画する場合は、作業を7月末までに完了させる計画としてください。
- ※ 継続事業とは、過去に県民参加の森づくり事業を実施した団体が交付金を受けた事業内容を継続して実施したり、「集落周辺里山整備事業」や「再生の森事業」で整備した森林の維持管理をするための事業です。
- ※ 専門知識を要する作業や危険な作業などの自分たちではできない作業を他者へ委託することは可能ですが、県民参加を基本とする事業の趣旨をご理解いただき、作業の一部は必ず参加者自らで実施することとして提案してください。

5. 募集締め切り

令和7年1月31日（金） 必着

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 「県民参加の森づくり事業提案書」（実施要領 様式1号）、
または「県民参加の森づくり事業 継続事業提案書」（実施要領 様式2号）
下記の林業課ホームページからダウンロードするか又は提出先に請求して下さい。
林業課ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/mi-mo_mori/
 - ② 添付書類（下記を参考に提案内容を審査するうえで必要な書類の添付をお願いします。）
 - ・写真、位置図、図面、設計図など
 - ・事業に要する見積書など（森で学ぶ取組については、単価が10,000円以下の見積書の添付は不要）
 - ・団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
 - ・団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
 - ・団体の活動経歴（令和6年以降の定期刊行物、活動への募集案内チラシ、新聞切り抜き等）
※団体のPR活動の取り組みとして審査の参考とする
 - ・森林整備などで使用する土地の使用承諾について確認できるもの（所有者の同意書等）
- 「県民参加の森づくり事業提案書」の作成等については、提出先・相談窓口にご相談ください。

(2) 提出先・相談窓口

(活動地域)	(提出先・相談窓口)	
松江市・安来市	島根県東部農林水産振興センター 林業振興課	TEL0852-32-5665
雲南市・奥出雲町・飯南町	〃 雲南事務所 林業普及第二課	TEL0854-42-9560
出雲市	〃 出雲事務所 林業普及第二課	TEL0853-30-5579
浜田市・江津市	島根県西部農林水産振興センター 林業振興課	TEL0855-29-5604
大田市・ 川本町・美郷町・邑南町	〃 県央事務所 林業普及第二課	TEL0855-72-9568
益田市・吉賀町・津和野町	〃 益田事務所 林業普及第二課	TEL0856-31-9583
隠岐の島町・ 海士町・西ノ島町・知夫村	隠岐支庁農林水産局 林業振興・普及第二課	TEL08512-2-9647

7. 採 択 ・ 決 定

- (1) 提案書の内容を審査（本手引き 11. Q&A の 1 の項目により総合的に審査）するとともに、「水と緑の森づくり会議委員」の意見を踏まえ、適当と認められた事業について予算の範囲内で採択する
ただし、本事業は島根県議会における令和 7 年度当初予算の成立を前提としており、予算が成立しなかった場合はこの事業の変更を行う可能性がある
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある
- (3) 事業によって購入した 50 万円以上の機械・器具類については、森づくりを行う他の団体・個人から借用依頼があった場合は可能な限り貸し出すこと
- (4) 不採択の理由等、個別の採択に関する問い合わせには応じない

8. 検 査 ・ 確 認 に つ い て

- (1) 概算払い
 - ・ 毎月月末までの完了分を概算払い請求できる
 - ・ ただし概算払いは 12 月末完了分までとし、1 月完了分は精算払いとする（森で学ぶ取組は 2 月完了分まで概算払い可）
 - ・ 継続事業については、概算払い請求は 1 回のみとする

＜提出書類＞
県民参加の森づくり事業費交付金概算払請求書（要綱 様式第 3 号）

＜確認内容＞

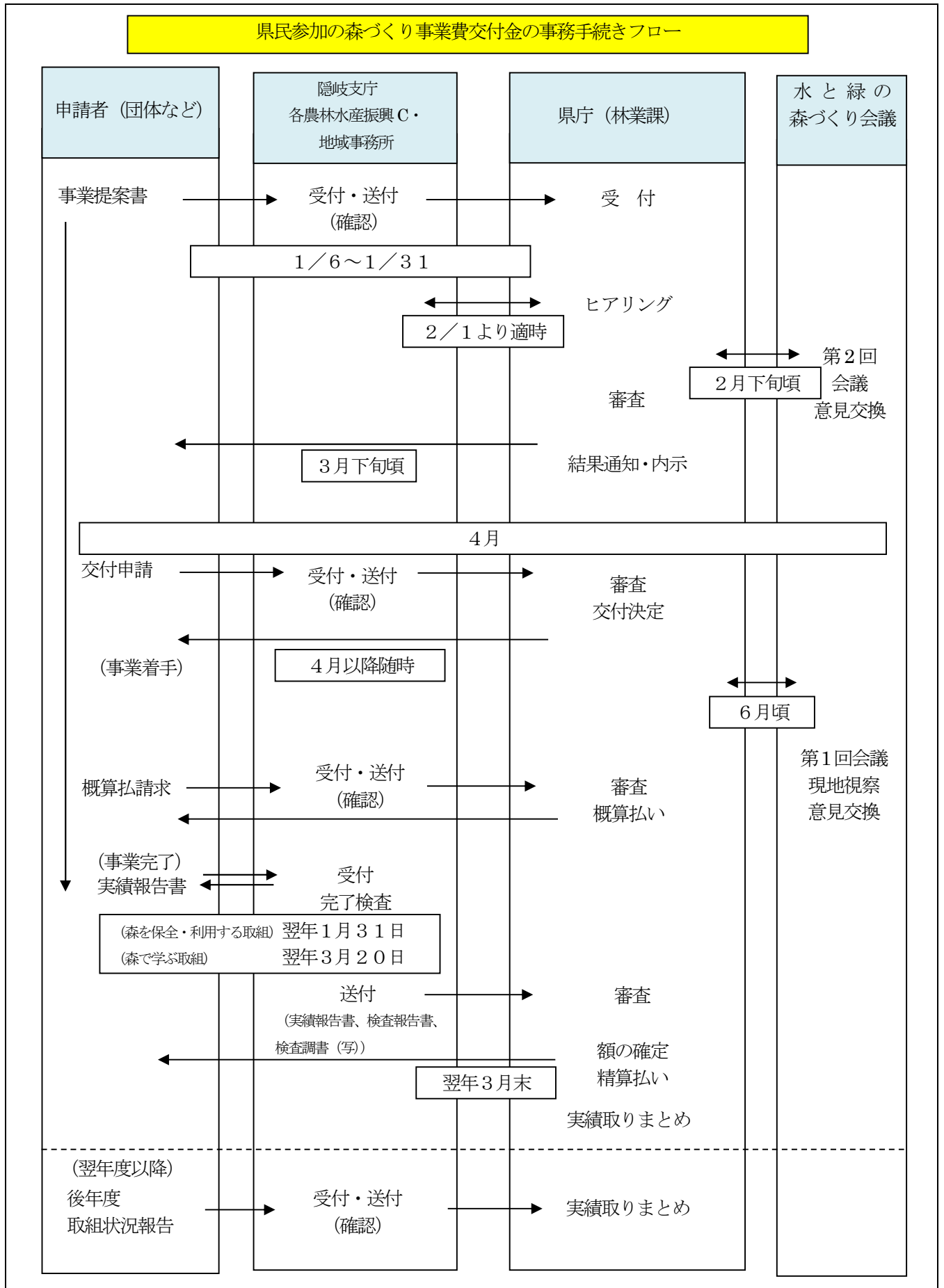
 - ① 提出された報告書、状況写真などの確認
 - ② 支出証拠書の確認（請求書でも可）
 - ③ その他の確認（現地、備品など）
- (2) 実績報告
 - ＜提出書類＞
県民参加の森づくり事業実績報告書兼精算払請求書（要綱 様式第 4 号）
活動状況写真
 - ＜確認内容＞
 - ① 提出された報告書、完了写真などの確認
 - ② 預貯金口座及び帳簿の支出状況を確認
 - ③ 領収書の確認

9. その他

主な注意点

- ・ 実施団体代表者名義の預貯金口座を用意すること（検査等で通帳の中身を確認することがあります）
- ・ 事業実施に係る支払いは原則金融機関からの振込によること
- ・ 事業実施の翌年から 4 年間は県に対し活動報告をすること（みーもスクールを除く）
- ・ 精算払いまでに資金が必要な場合は、概算払いを活用すること

10. 事務手続きフロー図



1 1. Q&A (よくある質問と回答)

1 この事業の採択にあたり重視することは何か

- A 事業採択にあたっては、水と緑の森づくり会議での意見も参考にしながら、以下の項目に着目し審査しています。
- ① 水と緑の森づくり事業で行うことが最もふさわしい提案であるか
 - ② 森づくりを次世代に引き継ぐ工夫があるか
 - ③ 多彩な県民が参加する自主的な活動であるか
 - ④ 地域の実情や特性に応じた創意工夫・独自性があり、問題解決が期待できるか
 - ⑤ 他団体や異業種、異世代等を巻き込むなどの展開性、地域への波及性があるか
 - ⑥ 取り組む内容の継続性などがあるか（事業完了後も自立して取り組めるか）
 - ⑦ 目的に対する事業の実施時期や内容、参加者などは具体的に示されているか
 - ⑧ 水と緑の森づくり事業によって行われているとわかる広報活動が含まれているか

2 個人で森づくりに取り組みたいが、事業提案できるか

- A できません。
- 森づくりは自然への人為的な働きかけであり、途中で事業を中断してしまうことはかえって自然破壊につながりかねないことから、適切な事業の実施・完了と継続的な取組がかかせません。個人では不測の事態等に対応できず継続性が担保できないため、交付対象者を団体に限定しています。

3 団体であればどんな団体でもいいか

- A 交付対象者は、自治会や特定非営利活動法人、その他の団体としており、県民参加の森づくり事業実施要領第3に掲げる事項をすべて満たし、複数の人員で構成され、団体の活動目的などを明記した規約等を備え、適正に会計処理ができる集団です。
- その他の団体には、企業やPTA、公民館などを想定しており、地域に密着した団体など幅広く事業実施が可能です。なお、自治体は交付対象外です。

4 交付金の上下限はあるか

- A あります。補助率は1／2以内（原則）
- ・新規事業：上限は200万円 下限は50万円
ただし、森で学ぶ取組（みーもスクール）は20万円～160万円（1校40万円、2校80万円、3校120万円、4校160万円）
 - ・継続事業：上限5万円 下限2万5千円（過去に県民参加の森づくり事業等で採択された事業の継続実施）
（過去1年1事業上限5万円×4年分＝20万円）

(例)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
R2 新規事業	● 継続1年目	● 継続2年目	● 継続3年目	● 継続4年目				
R3 新規事業		● 継続1年目	● 継続2年目	● 継続3年目	● 継続4年目			
R4 新規事業			● 継続1年目	● 継続2年目	● 継続3年目	● 継続4年目		
R5 新規事業				● 継続1年目	● 継続2年目	● 継続3年目	● 継続4年目	
R6 新規事業					● 継続1年目	● 継続2年目	● 継続3年目	● 継続4年目

令和7年度継続事業対象 20万円

5 事業費の上限はあるか

- A 事業費の上限はありません。
- なお、交付金額を超える金額については、交付対象者の自己負担となります。

6 講師の旅費や報償費は交付対象になるか

A 交付対象です。

- 森を保全・利用する取組

講師謝金は上限 25,000 円以内/回の 1/2 以内が交付の対象となります。

講師旅費は、県内交通費は上限 8,000 円以内/日の 1/2 以内とし、宿泊費・県外からの交通費については実費の 1/2 以内となります。

※県外の場合は県の旅費規定と比較し、高額な場合は、修正をお願いします。

- 森で学ぶ取組（みーもスクール）

講師謝金は原則上限 15,000 円以内/回の 10/10 以内が交付の対象となります。

※ただし、大学教授や著名人等特別な講師を必要とする場合は上限 25,000 円以内/回となります。

なお、講師は1回の教室で3名までを交付の対象とし、全体を通して1/3は森林技術サポーター（個人登録）である必要があります。

※講師謝金等が発生する場合は提案書中に講師の住所等を記載する必要がありますのでご承知ください。

7 作業スタッフとは何か、また、支払える賃金はいくらか

A 例えば植栽行事などのイベントを実施するにあたり、事前準備や当日において中心的役割を果たす人物で、賃金を支払うスタッフです。

なお、団体の運営に係る事務作業などは助成対象になりませんのでご注意ください。

本事業で助成を行うスタッフの賃金は以下の通りです。

- 森を保全・利用する取組

交付金額は、8,700 円以内/人日の 1/2 以内とします。

- 森で学ぶ取組（みーもスクール）

交付金額は、8,700 円以内/人日の 10/10 以内とします。

8 森で学ぶ取組（みーもスクール）の交付金、講師の考え方は？

A 交付金は1校当たり上限40万円までとしています。

1校当たり3回以上の授業を実施してください。

また、授業1回当たり上限3名まで講師謝金を助成します。ただし、全体を通じて1/3は森林技術サポーター（個人登録）を活用してください。

森林技術サポーターは県が認定した森づくり活動に関して指導・助言を行う専門的な知識や経験を有する者で、島根県森林インストラクターや樹木医、自然観察指導員などの資格を持った方を認定しています。

島根県では、森林に関する支援を必要とする団体に、森林技術サポーターを紹介する「島根森林活動サポートセンター」を運営していますので、ご活用ください。

9 概算払いはできるか

A できます。

毎月月末までの実施完了分について翌月の10日までに所定の様式により請求することができます。

ただし概算払いの対象は、森を保全・利用する取組については12月末完了分までとしており、1月実施分については精算払いとしているため、できる限り12月までで事業を完了するようお願いします（森で学ぶ取組については2月末完了分までとしており、3月実施分については精算払いとなります）。

また、継続事業については、概算払い請求を1回のみとしております。

なお、完了検査の際には領収書の確認をします。精算払いの場合は立替払いをする必要がありますのでご注意ください。

10 この事業の交付金を団体の通常の運転資金として利用して良いですか

A できません。

交付金はあくまでも提案を採択された事業のための経費であり、通常の運転資金としては利用できません。

1 1 登山道整備、遊歩道整備は補助対象となるか？

A ①森を保全する取組の場合は、いずれも単独では実施できません。周辺の森林整備と一体的に整備する場合に限り補助対象となります。②森を利用する取組の場合は、木製の手すり等、県産材を利用する場合、資材代は補助対象となりますが、県民参加による活動が必要です。

1 2 鳥獣被害対策や災害対策を目的とした森づくりは実施可能か？

A 本事業においては「県民参加による緑豊かな森づくり」を目的としており、鳥獣被害対策や災害対策は対象としておりません。別の事業での実施をご検討ください。
災害対策をお考えの場合は、最寄りの市町村、県の地方機関へご相談いただきますようよろしくお願いします。

1 3 公園への樹木の植栽は補助対象となるか？

A 補助対象とはなりません。
本事業は、「県民参加による緑豊かな森づくり」を目的としているため、公園などの緑化は本事業の趣旨にそぐわないため、別の事業での実施をご検討ください。

1 4 植樹活動において、アジサイ、ナンテン等、花や実のつく木の植栽は可能か？

A 本事業では、植栽樹種の制約は設けていませんが、一般的に庭木、観賞用として使われる樹種は想定していません。原則として、一定の高さまで到達する高木性の樹木を中心に選定してください。なお、高木性の樹種と組み合わせ、低木性の樹種を植栽することは可能です。
また、植栽する樹種については、土地の条件（肥沃度、日当たり等）により植栽に適した樹木が異なるので、地域に適した木を植栽本数等も含め、各活動地域の県地方機関の林業普及員に相談してください。

1 5 委託を実施する際の制限はあるか？

A 「県民参加」の趣旨から活動の大半が委託となることは好ましくありません。専門知識を要する作業や危険な作業などの自分たちではできない作業以外は、参加者自らが実施してください。
委託費について、別に定める単価において単価設定してあるものについてはそちらを適用し、それ以外の作業については二者以上の見積書を徴収し、価格の低い方の金額を補助対象とします（委託金額が 10 万円を超えない場合は見積書の徴収は一者でも可）。

1 6 竹林整備を委託した場合の搬出経費・処分費用は？

A 竹林整備では、チェーンソー等を使用し伐採・集積する地持えについては、専門業者へ委託すること想定としているため、林外へ持ち出す、処分することは想定していません。
移動式チップパーによって現地で破砕する場合については、チップパーの借り上げ料等を補助対象とすることができます。

1 7 県民参加者は何人必要か？

A 地域の活動内容・規模によるため、なるべく多くの地域住民が参加し地域全体で森づくりをするよう努めてください。また、竹林整備等についても、伐採から地持えまでの事前準備をすべて外部委託で対応するのではなく、伐採竹の運搬・集積などは可能な限り活動組織で対応するなど、県民参加の度合いを深めるよう努めてください。

1 8 購入する機械はどういったものが対象になるか？

A 森を保全・利用する取組、森で学ぶ取組を行うにあたり必要な機械・用具・用品等が対象となります。詳細は県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱第 2 条別表 1 をご参照ください。なお、いずれも汎用性の高い物品は対象外とします（ノートパソコン等）。

19 交付決定を受けた後に、一部活動内容が変更になりました。何か手続きは必要ですか？

A 県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱第4条に基づき、次に掲げる変更については、必ず変更承認申請が必要です。

- ①一件の取得価格が50万円以上の機械および器具の内容変更
- ②交付金総額の20%を超える減額
- ③区分の廃止又は新設
- ④交付金総額の増額

それ以外の軽微な変更については、県との協議により判断することとなりますので、各活動地域の県地方機関へご相談ください。